

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

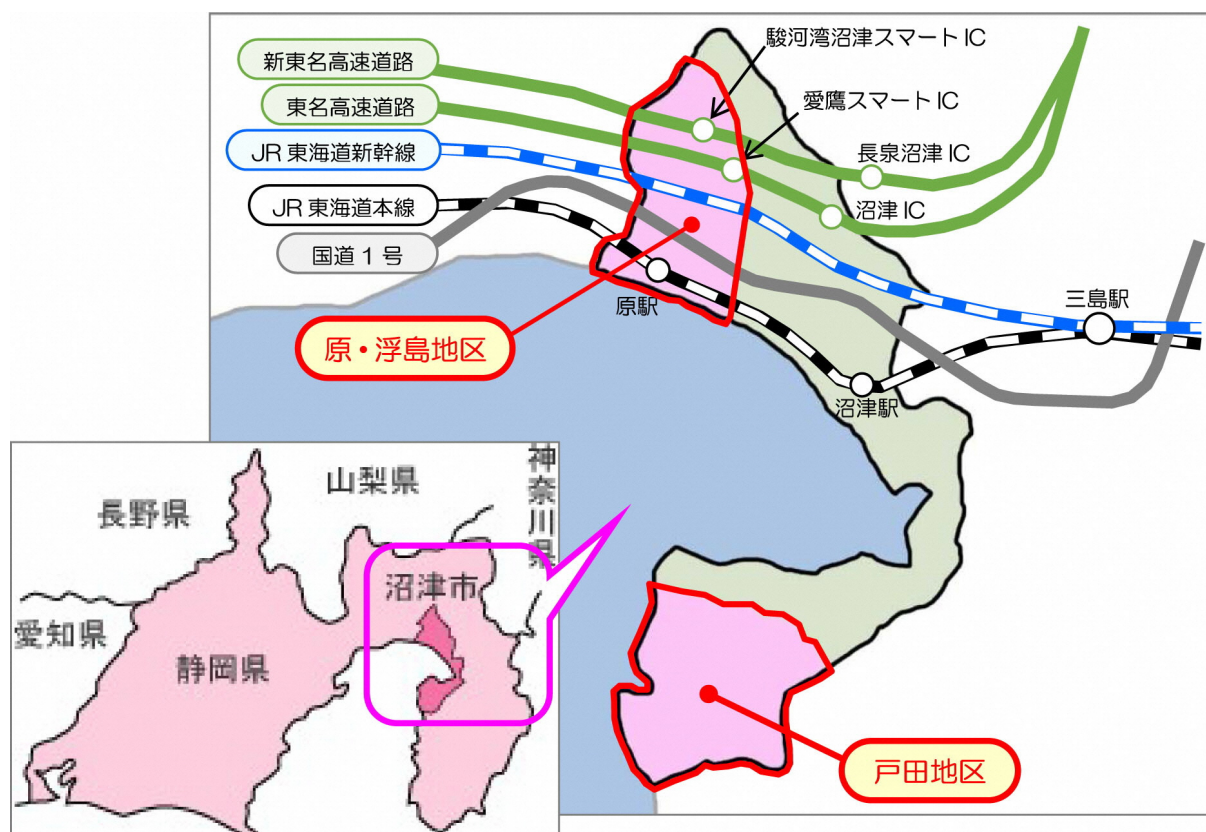
(1) 立地

沼津市は東京から100km圏に位置し、恵まれた自然環境と優位な地理的な条件のもとで、東駿河湾地域、伊豆方面への交通拠点あるいは広域的な商業・文化拠点として、古くから静岡県東部地域の政治、経済、文化の中心的役割を担ってきた。

そのうち、沼津市商工会が管轄する地域（以下、“本会管轄地域”とする）は、図表1に示すとおり沼津市のうち、西部に位置する原・浮島地区、および南部に位置する戸田地区をその範囲としている。沼津市は商工会議所との併存地域であり、沼津市商工会（以下、“本会”とする）と商工会議所との管轄の区分は、図表1の朱線で囲まれた地域が本会管轄地域で、他の地域が沼津商工会議所の管轄する地域である。

沼津市の総面積（186.96km²）のうち約34%（原・浮島地区23.7km²、戸田地区40.1km²）を占めるが、人口では約14%（総人口192,644人のうち原・浮島地区24,149人、戸田地区2,599人）の地域である。

図表1 沼津市商工会 管轄地域



(2) 地域の災害リスク

本会管轄地域の自然条件に関して、原・浮島地区においては南側には約 5km にわたり緩やかな帯状の海岸線を持ち、北側・愛鷹山の麓との間には軟弱な泥層の田畑が広がっている。愛鷹山からその田畑に向かい高橋川が流れ込み、沼川に合流している。沼川は地区を東西に横切る形で富士市方面へ流れている。戸田地区においては山々に囲まれ西側は駿河湾に面した地域であり、平野部は少ない。気候は極めて温暖であるが、気象の変化は激しく、異常気象も現れやすい。年間降雨量は 1,600mm～2,500mm 程度で、平均風速は 3.2m/s 程度である。

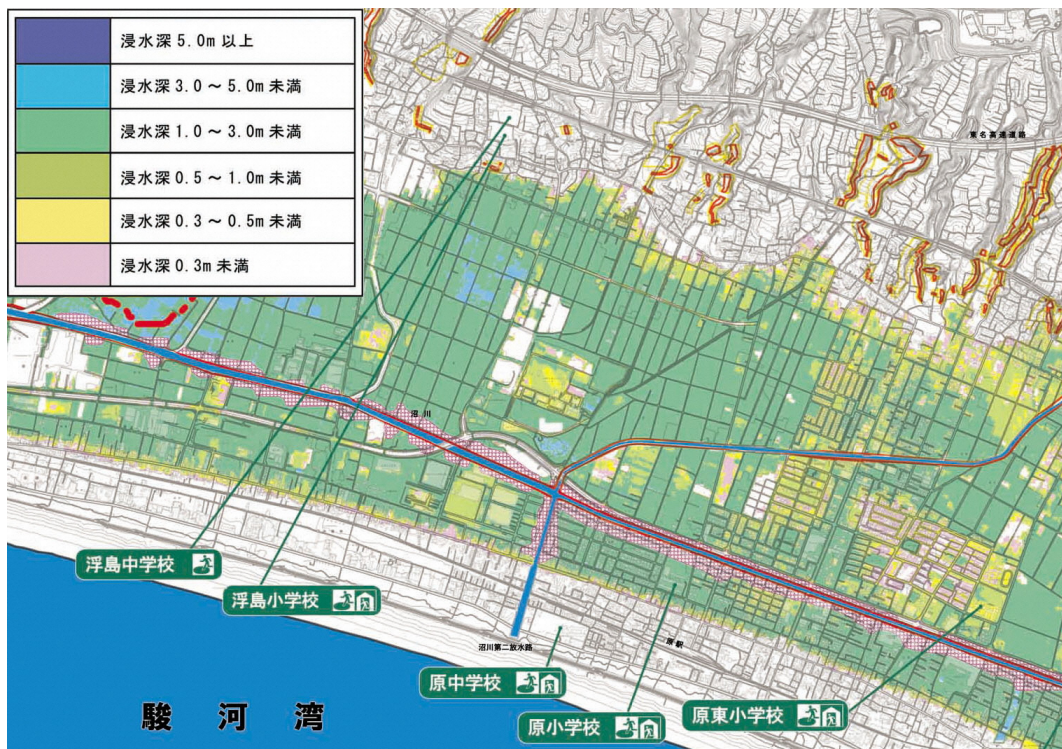
そのため両地区とも地震や台風等により、津波や土砂災害等の被害が発生することが予想されている。本会管轄地域における想定される災害リスク等については下記のとおりとなる。

【洪水】

原・浮島地区を流れる沼川・高橋川は、放水路の整備等の治水対策が進められている。しかし、6月～7月の梅雨前線活動の活発化に伴う局地的な豪雨や、8月～10月にかけての台風の接近または上陸に伴う暴風雨により、これらの河川が度々氾濫し浸水の被害に見舞われており、浸水常襲地帯となっている。また、近年の気候変動により局地的な豪雨の発生頻度は増加しており、洪水による災害の発生リスクは更に高まっている。

沼津市が公表した「沼川・高橋川洪水ハザードマップ」によると、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（レベル2：沼川流域の24時間総雨量694.5mm）により沼川・高橋川流域が氾濫した場合、図表2、図表3に示すとおり、広い範囲において浸水深1.0m～3.0m未満の浸水被害が発生することが想定されている。

図表2 洪水による浸水被害想定分布



(出典：沼川・高橋川洪水ハザードマップ)

図表3 洪水による浸水被害の様子（2021年7月3日 豪雨時の様子）



【土砂災害】

沼津市が公表した「土砂災害ハザードマップ」によると、市内において土石流の危険渓流として124箇所、急傾斜地の崩壊危険箇所として256箇所、合計380箇所の土砂災害危険箇所が指定されている。

そのうち本会管轄地域においては、図表4に示すとおり、土石流の危険渓流が39箇所（原・浮島地区4箇所/戸田地区35箇所）、急傾斜地の崩壊危険箇所が55箇所（原・浮島地区14箇所/戸田地区41箇所）、合計94箇所が指定されており、降雨時や地震の際の被災が想定されている。

図表4 土砂災害(特別)警戒区域の指定状況

種 別 地 区 名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	土石流	急傾斜	計	土石流	急傾斜	計
沼津市内	124	256	380	62	250	312
うち 原・浮島地区	4	14	18	0	14	14
うち 戸田地区	35	41	76	13	40	53
本会管轄地域計	39	55	94	13	54	67

(出典：沼津市土砂災害ハザードマップ)

【地震・津波】

本市に著しい被害を発生させる恐れのある地震・津波としては、駿河湾および駿河トラフ付近を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する東南海地震・南海地震（マグニチュード8クラス）、さらには発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震である南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）などがある。

このうち、南海トラフ巨大地震を想定した静岡県第4次地震被害想定（次頁・図表5）では、発生頻度が比較的高いレベル1（100年～150年に1回）と発生頻度が極めて低いレベル2（数千年に

1回)という概念が導入され、地震発生後4分～10分で本市沿岸部全域を襲う津波により、レベル2では死者数が13,000人という甚大な被害が想定されている。加えて本会管轄地域である原・浮島地区にあたる市の北西部については、軟弱な地盤であることから地震にともなう土地の液状化被害が想定されている。

図表5 地震・津波による沼津市の被害想定

区 分	県第4次地震被害想定 (駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震)		県第3次 地震被害想定
	レベル1	レベル2	東海地震
総死者数	約3,500人	約13,000人	456人
うち津波による死者	約3,500人	約13,000人	164人
最大震度	震度6強	震度6強	震度7
津波高(最大)	約7m	約10m	約10.4m
津波浸水面積	2.7km ²	7.6km ²	2.9km ²
うち浸水深2m以上	1.1km ²	3.5km ²	1.0km ²
建物被害(全壊・焼失棟数)	約2,200棟	約6,000棟	約15,000棟(大破)

(出典：静岡県第4次地震被害想定)

【その他の災害】

その他の災害として、次のものが想定される。

《高潮・高波》

駿河湾に面した長い海岸線を有しているため、台風や低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい。このため本会管轄地域では、原地区においては防潮堤が整備されているものの、漁港である戸田地区においては防潮堤のない箇所が多く被災が予想される。季節的には8月から10月下旬にかけ台風による高潮・高波、11月下旬から3月にかけ西風による高波が発生することがある。

《水難》

市内の海岸や河川等では、釣客や海水浴客等による水難事故の発生も予想され、観光事業者等への影響も予想される。

《交通災害》

国道1号、国道414号、東名高速道路、新東名高速道路等の市内の重要路線は交通量が極めて多く、交通事故の多発が予想される。また、東海道本線、東海道新幹線等の列車事故も併せて十分な対策が必要である。

《感染症》

2020年に突然パンデミックを引き起こした新型コロナウイルスのように、感染症の拡大によって事業活動や社会経済活動の停止、さらには経営破綻やサプライチェーンの崩壊等を招くことにな

ってしまう未知の感染症についても、地理的条件等にあまり影響されない一つの災害リスクとして認識しておく必要がある。

(3) 商工業者の状況

図表6に示すとおり2021年4月現在の本会管轄地域の商工業者数は1,048事業者であり、そのうち946事業者が小規模事業者となっている。本会管轄地域では、全国的な傾向と同様に商工業者に対する小規模事業者の割合が高く、業種により差はあるものの全体の約90%を小規模事業者が占めている。

図表6 管内商工業者の業種別および小規模事業者数の内訳

業 種	商 工 業 者 数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
製 造 業	154	120	浸水常襲地帯となっている沼川・高橋川流域周辺の立地が多く見られる。
建 設 業	229	223	管轄地域全域に立地している。
卸 ・ 小 売 業	173	150	管轄地域全域に立地しているが、原地区への立地が比較的多い。
飲食・サービス業	414	387	管轄地域全域に立地しているが、観光客向けの飲食店や旅館・宿泊施設等の事業所は戸田地区に集中している。
そ の 他	78	66	管轄地域全域に立地している。
合 計	1,048	946	

（出典：沼津市商工会 基幹システム※）

※商工会基幹システム：管轄地域の商工業者（商工会の会員非会員を問わず全ての事業者）の情報を蓄積している当会独自のデータベース。事業者数等は、当会が独自で調査をした数字であり、毎年巡回活動等で、事業所の廃業や代表者の変更等、事業者情報に変更があった場合、都度データを更新している。上記の数字等は本システムからデータを抽出し、本会管轄地域の2地区の事業者数を合計した数字となっている。

(4) これまでの取組

1) 沼津市の取組

① 地域防災計画の策定

災害対策基本法第 42 条に基づき、沼津市防災会議において、沼津市地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正している。

本計画は、市民の生命、財産を災害から保護することを目的として、平常時における災害の予防対策、災害発生時の応急対策、災害発生後の復旧・復興などに関することについて、沼津市、防災関係機関、市民・事業所のそれぞれが果たすべき役割、責務を定めている。

本計画は、地震・津波、風水害、大火災・大爆発、大規模事故の各災害への対策をまとめた各編と、それらの災害・事故に共通する対策をまとめた共通対策編を作成している。

② 防災訓練の実施

総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体および要配慮者を含めた住民等の協力を得て、定期的に総合防災訓練を実施している。沼津市では、毎年 9 月に総合防災訓練、12 月に地域防災訓練、3 月に津波避難訓練を実施し、災害対策本部体制の強化、防災関係機関の連携、地域の防災体制の確立および市民の防災意識の高揚を図っている。

事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけている。

③ 事業者BCP普及に関するセミナーの開催

市内中小企業の経営者等を対象に、事業者BCPの必要性を周知し、策定の一助となるセミナーを開催することで、持続的な事業活動の支援を図っている。

④ 感染症への取組

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「特措法」という。）に基づく地方公共団体としての行動計画である「沼津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること及び市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための具体的な行動を示すとともに、感染症がまん延し執務可能な職員数が減少した場合であっても各部局がその業務を継続できるよう、各々の業務対応計画（BCP）を作成させ、これらを運用させている。

新型インフルエンザ等が発生し、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、特措法及び沼津市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき沼津市対策本部を設置、運営し、実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療提供体制、市民生活及び市民経済の安定の確保等に関する対策を実施する。

2) 本会（沼津市商工会）の取組

① BCPに関する国や県の施策の周知

国や県のBCPに関する施策について、本会が隔月で発行する広報誌や職員の巡回・窓口指導により管轄地域の事業者向けに周知を行っている。

② ハザードマップの提供

沼津市が作成しているハザードマップを本会事務所に備え、来所した事業者等に配布するとともに、被災リスクに関する情報提供を行っている。

③ 事業者BCPの策定に関する個別指導の実施

本会では巡回・窓口指導を通じて、事業者のBCP策定支援案件の掘り起こしを行い、必要に応じて静岡県商工会連合会の広域指導員や外部専門家との連携により個別の策定支援を行っている。

④ 外部研修会への参加

BCPに対する知識や支援能力の向上など、本会職員の資質向上を図るため、静岡県商工会連合会主催の研修会や、外部の関係団体が主催する研修会に対する積極的な参加を促している。

⑤ 地域連携による防災力強化構想の提案

度重なる水害および近い将来の発生が想定される地震などの災害への対策として、行政機関・自治会・商工会が一体となって防災力強化の取組を進めるため、本会が中心となって基本構想案の策定を進めている。救急医療センターやヘリポート、備蓄倉庫等の機能を備え、緊急時および災害時には地域の防災・医療拠点となる施設(図表7)の建設を通じた、災害に強い地域づくりを提案するための計画策定を進めている。

図表7 地域連携による防災力強化構想
において提案する
防災・医療拠点施設のイメージ



⑥ 感染症への対策

新型インフルエンザに対しては特筆すべき対応は行っていなかった。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に事業に影響を受ける事業者の相談に対応するため、特別相談窓口を開設したほか、日本政策金融公庫と連携し一日相談窓口を開設し資金繰り相談の対応を実施した。

新型コロナウイルスの感染拡大により、国や県、沼津市のそれぞれから様々な補助金・助成金・支援金等の事業者に対する支援策が打ち出されたため、それらの情報提供や申請支援等に対して組織的な相談対応を行っている。

また、本会を含む近隣8商工会で構成する富士駿東地区商工会連絡協議会において「新型コロナウイルスの影響下における会員支援に関する商工会相互連携協定書」を令和2年6月24日に締結した。事業者支援にあたる本会の職員自身や家族等が感染し、本会事務所を閉鎖しなければならない事態に陥った際でも、近隣の商工会が連携し相互支援を行うことで管轄地域の事業者の相談対応に支障をきたすことのないような支援体制を整えている。

II 課題

本会と地域の小規模事業者における、防災や減災に対する意識・対策に関する課題は次のとおりである。

(1) 中小企業に対する災害リスクの周知不足

上記“(2)地域の災害リスク”に記載のとおり、本会管轄地域は災害が発生した場合、甚大な被害が想定されている地域である。地元の中小企業に対する災害リスク等の周知については、本会の窓口等で、市が作成したハザードマップ等により情報提供を行っているが、その周知については限定的であり、事業者に対する災害リスク等の情報発信は十分であるとは言えない。また、本会に勤務する職員についても、管轄地域で発生し得る災害リスクについて十分に把握しているとは言えない。そのため、事業者に対して当地域で想定される災害リスク等について情報提供をすることができず、リスクに関する情報の周知不足につながっている。

(2) BCPに関する情報・支援不足

本会管轄地域は、小規模事業者、特に家族のみで経営している事業者が多く、BCPに関する関心が低く、策定に取り組む意識も希薄で、日々の業務に追われるなか事業における優先順位も低く、必要性を感じていないと思われる。

本会における事業者支援においても、事業計画策定支援や販路開拓支援が中心となっており、BCPに関する支援は問い合わせも殆どない。一部補助金において加点の要素となっはいるものの、支援内容としては加点のための形骸的な策定支援にとどまっており、本来の意味合いでのBCP策定としては不十分な内容であると言わざるを得ない。

(3) 災害発生時の体制の不備

地震や台風等の緊急時にどのような対応をするかについて組織的な体制が未整備となっている。本会は平成20年の合併により原・戸田2つの支所から成り立っている商工会であり、それぞれの支所に職員が離れて勤務している。そのため災害発生時には各支所の職員が適切な行動をとり災害リスクから身を守るため、緊急時の連絡方法等について事前に組織的な対応方法の体制構築が求められる。

また本会事務所の所在地も、上記“(2)地域の災害リスク”に記載された被災が想定される地区にあり、災害に対する防災・減災への対策が必要となるが、防災用備品の備蓄等ができていない。また、地震発生時には津波等から避難するため迅速な行動が求められるが、避難経路や避難場所等を職員が十分に把握しているとは言えず、緊急時に対する対応ができていない。

(4) 関係機関との連携不足

災害等の情報提供やBCPの取組については、本会だけで実施することは不可能であり、沼津市をはじめとする各関係機関と連携し、支援を行っていくことが必要となる。しかし、現状では本会と各関係機関との連携は十分とは言えず、緊急時等における具体的な連携体制やマニュアル等が整備されていない。

(5) 感染症リスクに対応した情報・支援不足

感染症対策において、管内の小規模事業者に対する情報の提供や支援が不足している。例えば予防接種の推奨や手洗い・マスク着用等の衛生面の徹底、従業員やその家族に熱等の体調不良者が出た際に出社させないルール作り、感染拡大時に対応するための備品（マスク、消毒液等の衛生用品）の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険・共済加入の必要性等について、事業者に対する支援だけでなく本会職員のスキル・支援体制も十分とは言えない。

また感染症拡大時の事業者支援にあたっては、オンライン会議システム等を適宜活用した非接触による相談対応を行う必要があるが、機動的に対応できる体制の構築が必要となる。

III 目標

防災・減災に対する課題を踏まえつつ、発災後において地域の小規模事業者が迅速に復旧し、かつ継続的に事業活動に取り組むことができるよう、沼津市と本会とが連携し次に掲げる目標を達成するための取組を行う。

- (1) 小規模事業者に対して、それぞれの事業所が立地する地域ごとにどのような災害リスクがあるのかを周知・認識させる。多様なサプライチェーンの構築など事前対策の必要性を周知する。
- (2) 小規模事業者に対して災害に対する事前対策の必要性を周知し、BCPや事業継続力強化計画の策定に向けた指導や助言を行う。
事業者に対しては、沼津市や関係団体と協力し個別相談等を開催する。
併せて本会職員に対しては、地域の災害リスク、災害に備える保険・共済制度等について十分な説明が行えるよう研修等へ参加する。
またBCPの策定を行った事業者に対しては、発災後に各事業者が円滑に事業継続できるよう実践訓練の実施を促す。
- (3) 災害の発生時における連絡を円滑に行うため、本会と沼津市との間における被害情報報告ルートを構築する。併せて防災用品の備蓄や、避難経路、避難場所等の災害に対する防災・減災への対策を整備し、職員間における情報共有を図る。
- (4) 発災後、小規模事業者に対して速やかな復興支援が行えるよう本会内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- (5) 小規模事業者に対して、感染症に対するリスクも併せて認識させる。自然災害と同様に事前対策の必要性を周知し、感染症対策も踏まえたBCPの策定を促進する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間とする。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本会と沼津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈 1. 事前の対策 〉

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・本会においては、職員による巡回・窓口指導時に各種ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所の立地場所における自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組やBCP策定などを含めた対策（事業の休業に対する備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明を行う。
 - ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
 - ・未知の感染症の感染拡大に伴う事業への様々な影響について、公表されている事例等を交えて事業者への周知を行い、自然災害と同様にサプライチェーンの構築など事前対策の必要性についての説明を行う。
 - ・業種別ガイドラインに基づいた感染予防対策の周知を沼津市と連携し実施し、自然災害と同様の事前対策の必要性を小規模事業者に理解させ、感染予防に対する意識を高めていくことで感染症対策も踏まえたBCPの策定を促進する。
 - ・本会会報誌や市広報、Webサイト等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）及び事業継続力強化計画策定に向けた指導や助言を行う。また策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についても指導および助言を行う。
- そのための取組として、本会職員に対しては、小規模事業者に対する十分な説明が行えるよう関係機関が開催する研修会等への積極的な参加を促す。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

「沼津市商工会BCP（事業継続計画）マニュアル」を令和3年度中に策定し、緊急時の連絡方法や防災用備品の備蓄等について事前に組織的な対応方法の体制構築を行う。策定後においては、訓練時・災害時に適宜見直しを行い、行政、連携保険会社等との組織体制をブラッシュアップしていく。

③ 感染症まん延時の事務局体制の構築

感染症対策の研修会等に参加し本会職員の感染予防への意識を高めていく。また本会事務局が使

用できないケースを想定し、オンラインで業務を実施するためのテレワーク等の仕組みづくりについて検討する。

④ 関係団体等との連携

専門性が必要とされるBCP策定等の支援について、本会職員だけでは支援が十分に行き届かないことが考えられる。そこで、災害やBCPに対し適切な情報やノウハウを持つ専門家である各保険会社と連携し事業者の支援にあたる。また本支援計画の状況確認のため、連携保険会社、地区内金融機関、沼津市との情報交換を行う。連携する保険会社および実施する災害・BCP対策支援については下記のとおりとなる。

ア あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携

全国商工会連合会とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は相互に幅広い連携・協力関係を構築し、地域の小規模事業者等の労務リスク対策を支援するために「小規模事業者等の労務リスク対策支援に関する連携協定」を2018年11月21日に締結した。

a 小規模事業者に対する災害リスクの周知

「ハザードマップ web アプリ」を活用し会員事業者の事業所所在地のハザード情報をピンポイントで5つの項目(地震・津波・浸水・土砂災害・台風)についてレポートやパンフレット等の広報物を提供し、自然災害等のリスクおよび取組・対策等について説明する。また火災保険や自動車保険の見直し等、事業継続に関わる損害保険の相談に対応する。

b BCP策定支援

あいおいニッセイ独自のツール「BCPキットくん」を活用し、簡易に自社のBCPを作成する。またBCP策定支援セミナーやBCP訓練セミナー等を開催し、BCP策定の重要性等の周知を図る。

イ 東京海上日動火災保険株式会社との連携

全国商工会連合会と東京海上日動火災保険株式会社は、小規模事業者に対する自然災害等のリスク対策を支援するため、2017年11月29日に「小規模事業者等に関するリスクマネジメント支援に関する協定」を締結した。

a 小規模事業者に対する災害リスクの周知

パンフレット等の広報物提供や、会員事業者の事業所所在地のハザード情報をピンポイントで分かりやすいレポートで提供し、自然災害等のリスクおよび取組・対策等について説明する。

b BCP策定支援

商工会と東京海上日動が共同で作成した中小企業・小規模事業者のための事業継続計画(BCP)シートをもとに、BCP策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導および助言を行う。

ウ 沼津市商工会金融機関情報交換会の開催

本会では、令和2年度から地元金融機関が連携し、「沼津市商工会金融機関情報交換会」(以下“金融機関情報交換会”とする)を開催し地域経済の情報交換や経営支援情報の交換の場として活用してきた。本支援計画の実行にあたり、定期的な情報交換、支援計画について協議すること

で、発災時の小規模事業者の事業復旧・継続について金融面における円滑な支援を行うことができる体制を構築する。

エ 沼津市との連携

本会では、平成27年度から「沼津市商工会経営発達支援委員会」（以下“経営発達支援委員会”とする）を定期的開催、沼津市と本会役職員が出席し、地域の小規模事業者の支援についての協議の場として活用してきた。本支援計画の実行にあたり、発災時における連絡を行うための被害情報の報告ルートの構築や、その見直しについて定期的な協議を行う。

また沼津市と共催で個別相談会を開催し、地域の小規模事業者のBCP策定や実効性のある取組の推進や効果的な訓練等のフォローアップについての支援を行う。

⑤ フォローアップ

- ・沼津市と進捗状況についての確認を行う。
- ・経営指導員による会員事業者に対する事業者BCPの取得促進を行う。
- ・地区内小規模事業者の事業者BCP等の取得状況の確認を行う。
- ・BCPは策定して終わってしまう事業者が多いため、定期的な巡回指導等を通じて取組状況を確認し適切な支援を行う。
- ・沼津市、沼津商工会議所と本会が開催する強化支援協議会において小規模事業者の事業継続について協議するほか、金融機関情報交換会、経営発達支援委員会を随時開催し、支援状況の確認や改善点等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード8の地震）が発生したと仮定し、沼津市との連絡ルートの確認等を半年に1回程度行う（訓練は必要に応じ実施する）。

〈 2. 発災後の対策 〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。安否確認は「商工会災害状況報告システム（職員の被害報告）」を活用する。各職員がシステムにログインして必要情報を入力、登録を行い報告する。

発災時において、本会と沼津市の間で職員の安否確認の結果や大まかな被害状況等を共有する。情報を共有する連絡方法としては、事務所の固定電話又はEメールを使用する。

② 応急対策の方針決定

本会と沼津市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害の状況と想定する応急対策の内容については、下記「被害規模の目安と想定する応急対策の内容」（次頁図表8）を判断基準に対策を講じる。

図表 8 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務 (3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・沼津市は、一般家屋・公共施設・道路等のインフラ等の状況把握に努め、本会は事業所の被害状況の把握に努める。
- ・本計画により、本会と沼津市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に3回情報を共有する。
1週間～2週間	1日に2回情報を共有する。
2週間～1ヶ月	1日に1回情報を共有する。
1ヶ月以降	2日に1回情報を共有する。

③ 感染症への対策

新型コロナウイルス等の感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合には、沼津市における感染対策本部設置に基づいて本会による感染症対策を実施する。

〈 3. 災害時における指令命令系統・連絡体制 〉

自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

小規模事業者の被害状況の把握および報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害状況報告システム」を活用する。商工会災害状況報告システムは、商工会職員等が確認した被災状況をスマートフォン等の携帯情報端末やPC等で入力し情報を共有するもので、被災状況の入力や報告を簡易的に実施するための支援システムである。入力した被災情報はCSVデータで出力することが可能であり、被災状況の報告を迅速に行うことができる。入力箇所の備考欄に必要な物資や要望等を記載することで、現在被災地が必要としている物資や支援の情報を沼津市等に適切に報告することができる。なお、商工会災害状況報告システムにより把握および入力する被災状況については以下、図表9および次頁 図表10に示すとおりとなる。

図表9 商工会災害状況報告システムによる把握および入力情報

項 目	内 容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地 区 名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	経営者、家族、従業員のそれぞれについての被害状況（軽傷・重症・行方不明・脂肪）を入力
物的被害状況	・店舗工場、社長自宅のそれぞれについての被害状況（全壊・半壊・一部損壊・床上浸水等）を入力 ・商品、機械、器具備品、車輛のそれぞれについて被害の有無を入力
被 害 額	被害金額を入力（単位：円）
写 真	被害状況の画像をアップロードすることが可能
備 考	企業の業種や必要物資、要望事項等を入力

図表 10 商工会災害状況報告システムによる「会員の被害報告」の入力画面イメージ

14:55 70%

kokai-system.com

商工会災害状況報告システム

静岡県沼津市商工会 MENU

[会員]の被害報告 *は必須

被害状況を入力し、[確認]をクリックして下さい。

1.会員名* :

所属 : 親会 青年部 女性部
 壮青年部

2.地区名 :

3.被害状況* : あり なし

4.人的被害状況

(1)経営者 :

(2)家族 :

(3)従業員 :

5.物的被害状況

(1)店舗工場 :

(2)社長自宅 :

(3)商品 : あり なし

(4)機械 : あり なし

(5)器具備品 : あり なし

(6)車輜 : あり なし

6.被害額 :

円

7.備考 :

8.写真

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

9.報告者名* :

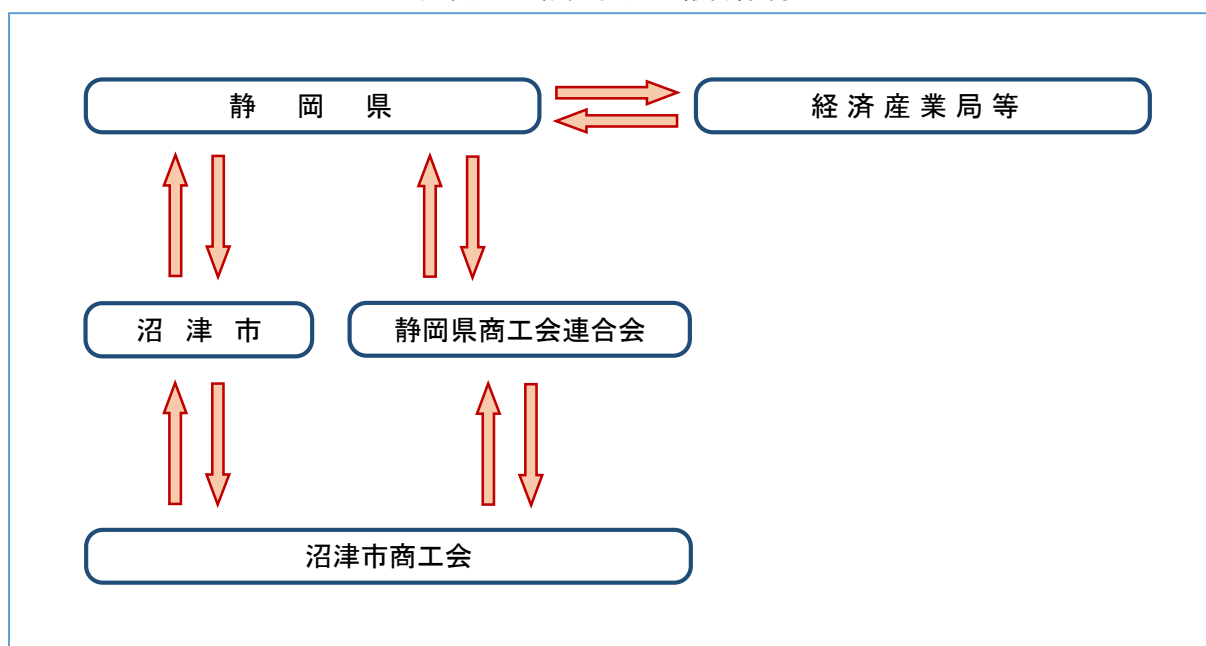
商工会で把握した被害等の情報は、速やかに沼津市および静岡県商工会連合会に報告する。本システムから抽出した CSV データを沼津市に E メールにて報告する。沼津市は、商工会から報告のあった被害等の情報を速やかに静岡県に報告する。

二次被害を防止するため、被災地域における活動内容や活動範囲については、本会と沼津市と協議のうえ決定する。また、被害状況の確認方法や被害額の算定方法（合計、建物、設備、商品等）についてあらかじめ確認しておく（次項「被害の確認方法、被害額の算定方法」参照）。

感染症流行の場合には国・県からの方針に基づき、本会と沼津市が共有した情報を本会または沼津市より県へ速やかに報告する。

被害状況の連絡体制については、次頁 図表 11 「被害状況の報告体制」にて示すとおりとする。

図表 11 被災状況の報告体制



〈 4. 被害の確認方法、被害額の算定方法〉

① 被害の確認方法

発災時の被害状況については、本会役職員が連携し、管内の事業者や周辺に対し情報収集活動を実施する。

② 被害額の算定の対象

沼津市地域防災計画に基づき、本会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○ 非住家の被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗・工場・事務所・作業場・倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○ 商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

③ 被害額の算定基準

事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には以下図表 12 のとおりとする。なお、被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」に準ずるものとする。

図表 12 算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の見込み	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等。	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める。
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。延べ床面積の20%以上70%未満の損壊等、補修が可能なもの。	事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く。
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損。窓ガラス破損程度は除く。	
	床上浸水	土砂等の堆積で一時的に使用不可の浸水。	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの。	
商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの。	仕入原価・製造原価を求める。
	構築物 車両・運搬具 器具・備品 機械・装置	修繕または再調達をせざるを得ないもの。	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める。

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積りが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区分することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物付属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉・橋梁・舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

〈 5. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 〉

- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。本会職員は、災害が発生し、安全が確認できた後、概ね1週間を目安に事業所等を訪問し、「商工会災害状況報告システム」を活用して、人的・物的被害状況のほか、事業継続の意思や経営課題（資金繰り・保険請求手続き等）の調査、支援を行うとともに沼津市との情報共有を図る。
- ・相談窓口の開設やその方法等について本会と沼津市が協議し、本会は国・静岡県への依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は、従事する職員の安全性が確認された場所において設置する。また、必要に応じて出張相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や静岡県、沼津市等の施策）について積極的に情報収集を行い、本会ホームページやSNS等を活用して地区内小規模事業者等へ支援情報として周知する。
- ・相談窓口や会員事業所を巡回等した際に得られた要望等に関して、必要に応じて理事会等を開催して了承を得、国・県等に対する緊急要望として提出する。

〈 6. 地区内小規模事業者に対する復興支援 〉

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を沼津市との協議のうえ定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、静岡県や静岡県商工会連合会等に、他の地域からの応援・派遣等の受け入れについて相談する。
- ・ホームページやSNS等を活用し、国や静岡県、沼津市が提供する復興施策について、管轄地区の事業者に対し積極的な周知を行う。また静岡県や静岡県商工会連合会等で開催する販路回復・拡大施策として物産展等がある場合も同様に、情報の提供を行い小規模事業者の支援を実施する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

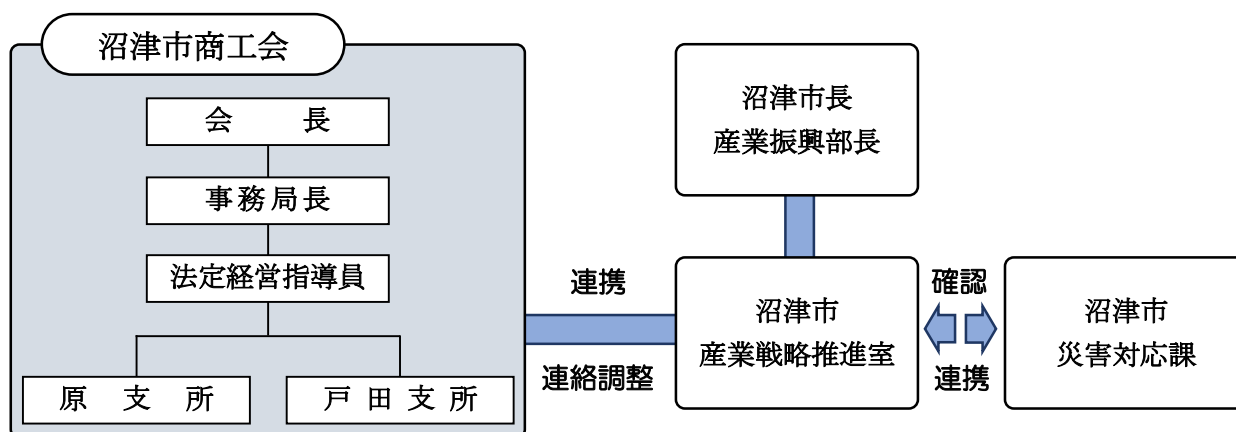
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：加藤 直人

連絡先：沼津市商工会 本所・原支所 (TEL:055-966-1331)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・法定経営指導員を中心として、各支所の経営指導員と連携し本計画の具体的な取り組みや実行を行うものとする。
- ・事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直し等のフォローアップは1年に1回以上行うものとする。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

沼津市商工会 本所・原支所

〒410-0312 静岡県沼津市原 1200-1

TEL:055-966-1331 / FAX:055-967-4925 / E-mail: info@numazu-s.or.jp

②関係市町

沼津市役所 産業振興部 産業戦略推進室

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16-1

TEL:055-934-4744 / FAX:055-933-1412 / E-mail: sangyo@city.numazu.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	390	390	390	390	390
・専門家派遣費	270	270	270	270	270
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・個別相談会 開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、沼津市補助金、静岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
○ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 住 所：東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 代表者：代表取締役社長 金杉 恭三 ○ 東京海上日動火災保険株式会社 住 所：東京都千代田区丸の内 1-2-1 代表者：取締役社長 広瀬 伸一
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者に対するBCPの策定支援
連携して事業を実施する者の役割
① 会員事業者の事業者所在地のハザード情報の提供、パンフレット等の広報物提供、保険の見直し相談等 ② BCP策定ツールの提供、指導および助言 上記の事業連携により、小規模事業者に対する情報提供を行うことで事業者の意識改革を図るとともに、BCPの策定を促すことにつながり、有事の際に事業者が早期に復興することが可能となる。
連携体制図等